

適格機関投資家等特例業務に関する公衆縦覧

平成28年8月22日時点

届出者 住所又は所在: 〒100-0011  
東京都千代田区内幸町1-1-1  
帝国ホテルタワー15階

電話番号 03 (3507) -5728

商号 だんべんちゃーきゃびたるかぶしがいしや  
DANベンチャーキャピタル株式会社

又は名称

氏名 代表取締役 出縄良人  
(法人にあつては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

- 1 適格機関投資家等特例業務を行う者が法人でない団体である場合には、当該団体の代表者又は管理者（法人又は個人に限り、複数名いる場合にはその全員）を届出者として、当該団体の名称及び根拠規定と併せて記載すること。
- 2 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

## 1 適格機関投資家等特例業務に関する届出を行った者の状況

(平成28年8月22日現在)

代表者		業務の種別		主たる営業所又は事務所			ホームページアドレス	他にしている事業の種類	資本金の額又は出資の総額(円)
(ふりがな)氏名	役職	私募	運用	名称	所在地	電話番号			
(でなわよしと)出縄 良人	代表取締役		○	本店	東京都千代田区内幸町1-1-1 帝国ホテルタワー 15階	03-3507-5728	<a href="http://www.denawa.com/danvc">http://www.denawa.com/danvc</a>	コンサルティング事業 教育研修事業	50,000,000

## (注意事項)

- 「業務の種別」の欄には、法第63条第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「私募」の欄に「○」と、同項第2号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」の欄に「○」と記載すること。
- 「代表者」及び「資本金の額又は出資の総額(円)」の欄には、届出者が法人である場合に記載すること。
- 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に( )書きで併せて記載することができる。



(注意事項)

- 1 未定の場合には、届出時点における見込みを記載すること。
- 2 「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。
- 3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。
- 4 「私募・運用の別」の欄には、法第63条第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「私募」と、同項第2号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」と、双方を行う場合は「私募・運用」と記載すること。
- 5 「届出の種別」の欄には、当該出資対象事業持分に関して行う業務が、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）附則第48条第1項に規定する特例投資運用業務である場合は「附則48条」と、金融商品取引法の一部を改正する法律（平成27年法律第32号）附則第2条第1項に規定する旧法第二号適格機関投資家等特例業務である場合は「旧63条」と、同法による改正後の金融商品取引法第63条第1項第1号又は第2号に掲げる行為に係る業務である場合は「63条」と記載すること。
- 6 「適格機関投資家の種別」の欄には、当該出資対象事業持分の私募の相手方となる適格機関投資家又は金銭その他の財産の出資若しくは拠出をする適格機関投資家に関し、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「投資事業有限責任組合」、「事業法人等」、「個人」、「外国人又は外国人等」又は「その他」の別及びその数について記載すること。

なお、適格機関投資家の種別の定義は以下のとおりとする。

「金融商品取引業者等」

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）（以下6において「定義府令」という。）第10条第1項第1号又は第2号に掲げる者をいう。

「金融機関等」

同項第4号、第5号、第7号から第17号まで、第19号又は第21号に掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成9年大蔵省・農林水産省令第1号）附則第36条の規定により適用する定義府令第10条第1項の特定承継会社をいう。

「投資事業有限責任組合」

定義府令第10条第1項第18号に掲げる者をいう。

「事業法人等」

同項第20号、第23号イ又は第23号の2に掲げる者（第23号イに掲げる者にあつては、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第5号前段に規定する居住者をいう。以下6において同じ。）に限る。）をいう。

「個人」

定義府令第10条第1項第24号イに掲げる者（居住者に限る。）をいう。

「外国人又は外国人等」

同項第3号、第6号、第22号、第23号イ、第23号ロ、第24号イ、第24号ロ又は第25号から第27号までに掲げる者（第23号イ及び第24号イに掲げる者にあつては非居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）に限り、第23号ロ及び第24号ロに掲げる者にあつては外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合に限る。）をいう。

「その他」

定義府令第10条第1項第23号ロ又は第24号ロに掲げる者（外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合を除く。）をいう。

- 7 「適格機関投資家以外の出資者の有無」の欄には、適格機関投資家以外の者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行う場合又は適格機関投資家以外の者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。
- 8 「第233条の3各号に掲げる者の有無」の欄には、第233条の3各号に掲げる者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行う場合又は第233条の3各号に掲げる者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。
- 9 「公認会計士又は監査法人の氏名又は名称」の欄には、「第233条の3各号に掲げる者の有無」の欄に「有」と記載した場合に、当該業務に係る出資対象事業の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面について監査を行う公認会計士又は監査法人の氏名又は名称を記載すること。

### 3 役員及び政令で定める使用人の状況

(平成28年8月22日現在)

(ふりがな) 氏名又は名称	役職	政令で定める使用人の種別
(でなわ よしと) 出縄 良人	代表取締役	
(あらかわ かずひと) 荒川和人	取締役 管理本部長	法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者
(たなか あきのり) 田中 明德	取締役 企業審査部長	法令等遵守業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
(からさわ たかお) 唐澤 貴夫	監査役	

#### (注意事項)

- 1 外国法人にあっては、国内における代表者（法第63条第7項第1号ニに規定する者をいう。）について記載する必要はない。
- 2 「政令で定める使用人の種別」の欄には、「法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人その他これに準ずる者」又は「運用を行う部門を統括する使用人その他これに準ずる者」に該当する場合に、その種別について記載すること。
- 3 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

### 4 適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

(平成28年8月22日現在)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
本店	東京都千代田区内幸町1-1-1 帝国ホテルタワー15階	03-3507-5728

#### (注意事項)

適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。

(添付書類)

## 第 1 期 事 業 報 告

〔 平成 27 年 5 月 15 日から  
平成 28 年 4 月 30 日まで 〕

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、政府の経済政策及び日銀の金融緩和策等の効果並びに円安傾向が継続したことにより、大企業を中心に企業収益及び雇用環境が改善し、緩やかな回復基調を維持いたしました。一方、生産過剰に伴う中国経済の減速を主因として資源価格が下落、我が国においては日本銀行がマイナス金利政策に舵を取るなど、依然として経済の先行きは不透明な状況にあります。

ベンチャーキャピタル業界においては、平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月までの 1 年間の新規上場企業数が前年同期比 7 社増の 98 社となり、緩やかな EXIT 環境の改善が続いているとともに、金融商品取引法の改正により適格機関投資家特例業務により募集できる一般投資家の範囲が制限される等、業界の健全な発展に期待が高まっています。

このような環境下、平成 27 年 5 月に設立した当社では、「価値ある事業の成長支援のインフラ構築」を事業理念とし、オープンイノベーションの一環として主に上場企業がベンチャー企業に投資を行うことを目的とする CVC（コーポレートベンチャーキャピタル）ファンドの組成に力を入れております。第 1 号ファンドとして DAN 1 号投資事業有限責任組合を組成し、投資活動を開始いたしました。また当社では独立ベンチャーキャピタリストの登録制度を平成 28 年 10 月よりスタート。平成 28 年 4 月 30 日現在、米国シリコンバレー及び韓国ソウルで活動する 2 名を含めて 28 名が登録されています。さらに、平成 27 年 4 月からは e-learning をベースとする本格的なベンチャーキャピタリスト養成講座を開講。将来の登録キャピタリストをめざす受講生が受講を開始したところです。

世界で各種のクラウドファンディングが急速に広がりを見せている中、米国では JOBS 法施行による証券法の規制緩和に伴い、AngelList、CircleUp、Crowdfunder 等、株式を募集するタイプのクラウドファンディングが台頭しています。我が国でも平成 27 年 5 月に施行された改正金融商品取引法で新たに投資型クラウドファンディングに関する法律が整備されました。第一種金融商品取引業者の他、新設された「第一種少額電子募集取扱業者」の登録を前提に、株式型クラウドファンディングのプラットフォームの運営が可能となりました。当社においては、代表者の出縄が有するグリーンシート銘柄の募集取扱のノウハウと豊富な経験を生かして、株式投資型クラウドファンディング業務を開始

すべく、当事業年度において第一種少額電子募集取扱業者の登録申請のための事前協議を関東財務局及び日本証券業協会と開始しました。

以上、当事業年度においてはファンド報酬及びベンチャーキャピタリスト養成講座の受講料収入等を計上した結果、営業収益は4,667千円となりましたが、設立初年度の経費が先行し、経常損失は16,638千円、当期純損失は16,802千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度においては、ベンチャーキャピタリスト養成講座の動画コンテンツ等の制作に5,426千円の投資を行っております。

(3) 資金調達の状況

当事業年度においては、設立出資により10,000千円の調達を行ったことに加えて、50,000千円を第三者割当増資により調達しております。

(4) 事業の譲渡、吸収合併又は新設分割

該当事項ありません。

(5) 他の会社の事業譲受け

該当事項ありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産および損益の状況

区 分	第1期 (当事業年度) 平成28年4月期
営 業 収 益 (千円)	4,667
経 常 損 失 (千円)	16,638
当 期 純 損 失 (千円)	16,802
1株当たり当期純損失	1,558円53銭
総 資 産 (千円)	50,462
純 資 産 (千円)	43,197

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。  
 3. 1株当たり当期純利益又は純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。なお、銭未満は四捨五入して表示しております。

(9) 重要な親会社および子会社の状況  
 該当事項はありません。

(10) 主要な事業内容

- ① 株式投資型クラウドファンディング事業 ※
- ② ベンチャーキャピタル事業
- ③ 投資助言事業 ※
- ④ コンサルティング事業
- ⑤ 教育研修事業

※は平成28年4月末現在においては行っておりません。

(11) 主要な事業所

事業所名	所在地
本 社	東京都千代田区内幸町 1-1-1 帝国ホテルタワー15階

(12) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2名	0	45.5	0.3年

(13) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(14) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 第1期 貸借対照表

(平成28年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>38,861</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,265</b>
現金及び預金	36,739	未払金	4,121
立替金	50	未払費用	2,570
前払費用	679	未払法人税等	164
未収消費税	1,392	預り金	256
		預り源泉所得税	152
<b>固定資産</b>	<b>11,601</b>	<b>負債合計</b>	<b>7,265</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>5,426</b>	<b>(純資産の部)</b>	
器具備品	5,426	<b>株主資本</b>	<b>43,197</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>226</b>	<b>資本金</b>	<b>50,000</b>
商標権	226	<b>資本剰余金</b>	<b>10,000</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,947</b>	資本準備金	10,000
投資有価証券	5,000	<b>利益剰余金</b>	<b>△16,802</b>
出資金	200	その他利益剰余金	△16,802
差入保証金	747	繰越利益剰余金	△16,802
		<b>純資産合計</b>	<b>43,197</b>
<b>資産合計</b>	<b>50,462</b>	<b>負債・純資産計</b>	<b>50,462</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 第1期 損益計算書

〔 平成 27 年 5 月 15 日から  
平成 28 年 4 月 30 日まで 〕

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益	4,667	
営業総利益		4,667
販売費及び一般管理費		20,328
営業損失		15,660
営業外収益		
受取利息	3	
雑収入	0	3
営業外費用		
創立費	247	
株式交付費	734	981
経常損失		16,638
税引前当期純損失		16,638
法人税、住民税及び事業税		164
当期純損失		16,802

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。